

旧	新
<p data-bbox="389 421 831 533">稲沢市分別収集計画 (第9期)</p> <p data-bbox="495 1078 725 1155">令和元年6月 愛知県 稲沢市</p>	<p data-bbox="1357 421 1798 533">稲沢市分別収集計画 (第9期)</p> <p data-bbox="1447 1078 1711 1203">令和元年6月 <u>令和3年9月変更</u> 愛知県 稲沢市</p>

旧		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
目次～7（略）											
8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）											
主としてスチール製の容器		108 t		104 t		101 t		98 t		96 t	
主としてアルミ製の容器		63 t		61 t		59 t		58 t		57 t	
無色のガラス製容器	(合計)	243 t	(合計)	235 t	(合計)	229 t	(合計)	224 t	(合計)	220 t	
	(引渡) (独自処理)	243 t (243 t)	(引渡) (独自処理)	235 t (235 t)	(引渡) (独自処理)	229 t (229 t)	(引渡) (独自処理)	224 t (224 t)	(引渡) (独自処理)	220 t (220 t)	
茶色のガラス製容器	(合計)	156 t	(合計)	151 t	(合計)	147 t	(合計)	144 t	(合計)	142 t	
	(引渡) (独自処理)	156 t (156 t)	(引渡) (独自処理)	151 t (151 t)	(引渡) (独自処理)	147 t (147 t)	(引渡) (独自処理)	144 t (144 t)	(引渡) (独自処理)	142 t (142 t)	
その他のガラス製容器	(合計)	82 t	(合計)	79 t	(合計)	77 t	(合計)	75 t	(合計)	74 t	
	(引渡) (独自処理)	82 t (82 t)	(引渡) (独自処理)	79 t (79 t)	(引渡) (独自処理)	77 t (77 t)	(引渡) (独自処理)	75 t (75 t)	(引渡) (独自処理)	74 t (74 t)	
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		26 t		25 t		25 t		25 t		25 t	
主として段ボール製の容器		371 t		350 t		332 t		317 t		304 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)	169 t	(合計)	170 t	(合計)	170 t	(合計)	170 t	(合計)	170 t	
	(引渡) (独自処理)	169 t (169 t)	(引渡) (独自処理)	170 t (170 t)	(引渡) (独自処理)	170 t (170 t)	(引渡) (独自処理)	170 t (170 t)	(引渡) (独自処理)	170 t (170 t)	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ、調味料等再商品化に適した商品を充填するためのもの	(合計)	169 t	(合計)	167 t	(合計)	166 t	(合計)	166 t	(合計)	166 t	
	(引渡) (独自処理)	169 t (169 t)	(引渡) (独自処理)	167 t (167 t)	(引渡) (独自処理)	166 t (166 t)	(引渡) (独自処理)	166 t (166 t)	(引渡) (独自処理)	166 t (166 t)	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)	1577 t	(合計)	1561 t	(合計)	1545 t	(合計)	1530 t	(合計)	1514 t	
	(引渡) (独自処理)	1577 t (1577 t)	(引渡) (独自処理)	1561 t (1561 t)	(引渡) (独自処理)	1545 t (1545 t)	(引渡) (独自処理)	1530 t (1530 t)	(引渡) (独自処理)	1514 t (1514 t)	
うち白色トレイ	(合計)	-	(合計)	-	(合計)	-	(合計)	-	(合計)	-	
	(引渡) (独自処理)	- (-)	(引渡) (独自処理)	- (-)	(引渡) (独自処理)	- (-)	(引渡) (独自処理)	- (-)	(引渡) (独自処理)	- (-)	

新		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
目次～7（略）											
8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）											
主としてスチール製の容器		108 t		104 t		101 t		98 t		96 t	
主としてアルミ製の容器		63 t		61 t		59 t		58 t		57 t	
無色のガラス製容器	(合計)	243 t	(合計)	235 t	(合計)	229 t	(合計)	224 t	(合計)	220 t	
	(引渡) (独自処理)	243 t (243 t)	(引渡) (独自処理)	235 t (235 t)	(引渡) (独自処理)	229 t (229 t)	(引渡) (独自処理)	224 t (224 t)	(引渡) (独自処理)	220 t (220 t)	
茶色のガラス製容器	(合計)	156 t	(合計)	151 t	(合計)	147 t	(合計)	144 t	(合計)	142 t	
	(引渡) (独自処理)	156 t (156 t)	(引渡) (独自処理)	151 t (151 t)	(引渡) (独自処理)	147 t (147 t)	(引渡) (独自処理)	144 t (144 t)	(引渡) (独自処理)	142 t (142 t)	
その他のガラス製容器	(合計)	82 t	(合計)	79 t	(合計)	77 t	(合計)	75 t	(合計)	74 t	
	(引渡) (独自処理)	82 t (82 t)	(引渡) (独自処理)	79 t (79 t)	(引渡) (独自処理)	77 t (77 t)	(引渡) (独自処理)	75 t (75 t)	(引渡) (独自処理)	74 t (74 t)	
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		26 t		25 t		25 t		25 t		25 t	
主として段ボール製の容器		371 t		350 t		332 t		317 t		304 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)	169 t	(合計)	170 t	(合計)	170 t	(合計)	170 t	(合計)	170 t	
	(引渡) (独自処理)	169 t (169 t)	(引渡) (独自処理)	170 t (170 t)	(引渡) (独自処理)	170 t (170 t)	(引渡) (独自処理)	170 t (170 t)	(引渡) (独自処理)	170 t (170 t)	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ、調味料等再商品化に適した商品を充填するためのもの	(合計)	169 t	(合計)	167 t	(合計)	166 t	(合計)	166 t	(合計)	166 t	
	(引渡) (独自処理)	169 t (169 t)	(引渡) (独自処理)	167 t (167 t)	(引渡) (独自処理)	166 t (166 t)	(引渡) (独自処理)	166 t (166 t)	(引渡) (独自処理)	166 t (166 t)	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)	1577 t	(合計)	1561 t	(合計)	1545 t	(合計)	1530 t	(合計)	1514 t	
	(引渡) (独自処理)	1577 t (1577 t)	(引渡) (独自処理)	1561 t (1561 t)	(引渡) (独自処理)	1545 t (1545 t)	(引渡) (独自処理)	1530 t (1530 t)	(引渡) (独自処理)	1514 t (1514 t)	
うち白色トレイ	(合計)	-	(合計)	-	(合計)	-	(合計)	-	(合計)	-	
	(引渡) (独自処理)	- (-)	(引渡) (独自処理)	- (-)	(引渡) (独自処理)	- (-)	(引渡) (独自処理)	- (-)	(引渡) (独自処理)	- (-)	

旧	新
<p>9～11(略)</p> <p>12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)</p> <p>本計画を実効あるものとするために、計画の推進にあたり取り組むべき事項は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 廃棄物減量等推進審議会の開催 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、引き続き廃棄物減量等推進審議会を開催します。</p> <p>(2) <u>環境委員の活用</u> <u>各行政区に1名委嘱する環境委員を活用し、自主的な地域リサイクル活動を推進します。</u></p> <p>(3) 集団回収への支援 市で行う分別収集とは別に、子ども会などの市民団体による集団回収を促進するため、引き続き奨励金を交付し支援します。</p> <p>(4) 計画の推進 計画の推進に当たっては、一般廃棄物処理計画との整合性を図り、毎年減量目標値のチェック、施策の効果測定等の進行管理を行うこととします。</p>	<p>9～11(略)</p> <p>12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)</p> <p>本計画を実効あるものとするために、計画の推進にあたり取り組むべき事項は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 廃棄物減量等推進審議会の開催 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、引き続き廃棄物減量等推進審議会を開催します。</p> <p>(2) <u>地域力の活性化</u> <u>地域やNPO法人・福祉団体等と連携を図り、リサイクル活動を推進します。</u></p> <p>(3) 集団回収への支援 市で行う分別収集とは別に、子ども会などの市民団体による集団回収を促進するため、引き続き奨励金を交付し支援します。</p> <p>(4) 計画の推進 計画の推進に当たっては、一般廃棄物処理計画との整合性を図り、毎年減量目標値のチェック、施策の効果測定等の進行管理を行うこととします。</p>

旧

新

稲沢市分別収集計画
(第9期)

令和2年度～令和6年度

令和元年6月策定

発行 稲沢市

編集 稲沢市経済環境部資源対策課

稲沢市中野川端町74番地(環境センター内)

電話 0587-36-0135

稲沢市分別収集計画
(第9期)

令和2年度～令和6年度

令和元年6月策定

令和3年9月変更

発行 稲沢市

編集 稲沢市経済環境部資源対策課

稲沢市中野川端町74番地(環境センター内)

電話 0587-36-0135